

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月19日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第10条総務部長専決事項の項第10号中「工事」の次に「および工事に関連する委託業務」を加え、同条企画財政部長専決事項の項を次のように改める。

企画政策部長専決事項

(1) 市広報等の編集発行に関すること。

第10条企画政策部長専決事項の項の次に次のように加える。

財政部長専決事項

(1) 起債および一時借入金に関すること。

(2) 1件の金額が20万円未満の予備費の充当に関すること。

(3) 1件の金額が20万円以上100万円未満の予算費用の流用のうち、各  
項および各目の金額の相互流用に関すること。

(4) 1件の金額が20万円以上100万円未満の同一の目内における人件費  
に係る節（報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。））、給料、職員手  
当等、共済費および旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に  
限る。）をいう。以下同じ。）以外の節に係る予算費用の流用のうち、  
各細目、各細々目又は各節の金額の相互流用に関すること。

- (5) 1件30万円相当額以上の寄附金品（秋田市ふるさと応援寄附金を除く。）の採納に関する事。
- (6) 税の賦課および減免に関する事。
- (7) 差押財産の売却に関する事。
- (8) 徴税吏員および市税犯則事件調査吏員の委任ならびに固定資産評価補助員の選任に関する事。
- (9) 債権の放棄に係る議会への報告に関する事。

第10条の5中第12号から第14号までを削り、第15号を第12号とし、第16号を削り、第17号を第13号とする。

第11条財産管理活用課長専決事項の項中「財産管理活用課長専決事項」を「財産管理課長専決事項」に改め、同条佐竹史料館事務長専決事項の項中第2号を第3号とし、同項第1号中「佐竹史料館、」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 佐竹史料館の管理および使用許可に関する事。

第11条長寿福祉課長専決事項の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条子ども育成課長専決事項の項第2号中「および施設等利用給付認定」を「、施設等利用給付認定および乳児等支援給付認定」に改め、同項第3号中「および施設等利用費」を「、施設等利用費および乳児等支援給付費等」に改め、同項第5号を削る。

別表第2の5の表第1号、第2号および第4号中「企画財政部長」を「財政部長」に改め、別表第2の6の表第1号および第3号中「財産管理活用課長」を「財産管理課長」に改め、同表第7号を次のように改める。

(7) 行政財産の用途又は目的 外の使用許可に関する事 と。		使用料年額 換算100万 円以上	使用料年額 換算100万 円未満
--------------------------------------	--	------------------------	------------------------

別表第2の7の表第7号中「工事」の次に「および工事に関連する委託業務」を加える。

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。